

平成 23 年 2 月 28 日
水産庁境港漁業調整事務所

韓国いか釣り漁船の拿捕について

平成 23 年 2 月 26 日午後 8 時ころ、水産庁漁業取締船「白嶺丸（はくれいまる）」（499ト）及び「はやま」（499ト）は、島根県浜田市西北西沖約 11.2 km の我が国排他的経済水域（EEZ）において、我が国農林水産大臣の許可を受け操業中の韓国いか釣り漁船「707 ヨンソン」に対し、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（日韓漁業協定）に基づく 2010 年漁期の操業条件等の遵守状況を確認するための立入検査を実施したところ、該船は 1 月 11 日から 2 月 7 日の間、延べ 18 日間我が国排他的経済水域で操業し、スルメイカを相当量漁獲したにもかかわらず、いずれの操業日も操業日誌に「0 キログラム」と偽って記載し、また、操業日誌に記載すべき事項を記載していなかったことが判明した。

このため、翌 27 日午前 1 時 44 分同船船長で韓国籍の「ソン ミョンシク」を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反で現行犯逮捕した。

水産庁による本年の山陰海域における韓国漁船の拿捕は本件で 4 件目である。

本件にかかる概要は、下記のとおり。

記

被 疑 船：707 ヨンソン

漁業種類：いか釣り漁業

総トン数：69 トン

乗組員数：6 名（被疑者を含む）

船 籍 港：慶尚北道 慶州市甘浦邑（カムポウッ）

被 疑 者：ソン ミョンシク（46 歳）

違反内容：漁業主権法違反

（制限又は条件違反：操業日誌不実記載及び不記載罪）

問合せ先：水産庁境港漁業調整事務所

担当者：漁業監督課長 新村

連絡先：0859-44-3682

* カラー写真の提供可能

